

平成 26 年 7 月 1 日

消費者機構日本と株式会社東急スポーツオアシスの裁判外の和解について

消費者契約法第 39 条第 1 項の規定に基づき下記の事項を公表する。

記

1. 判決（確定判決と同一の効力を有するもの及び仮処分命令の申立てについての決定を含む。）又は裁判外の和解の概要

（1） 事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人消費者機構日本（以下「消費者機構日本」という。）が、フィットネスクラブ等の経営を行う株式会社東急スポーツオアシス（以下「オアシス」という。）に対し、オアシスの使用する施設利用規程において規定する条項のうち、後記 について、消費者との間で契約の締結をする際に、当該条項を含む意思表示を行わないこと及び当該規程から削除することを申し入れる（括弧内の条文番号は根拠とする条文）とともに、後記 から までについて、オアシスの運用に合わせて当該規程を改定することを求めた事案である。

会員は施設内において自己及び自己の所有物を自らの責任において管理するものとし、オアシスは施設内で発生した盗難・傷害その他の事故についてオアシスに重大な過失がある場合を除き、一切の賠償責任を負わないと規定する条項（消費者契約法（以下「法」という。）第 8 条第 1 項第 1 号及び第 3 号）

施設の営業が不可能又は著しく困難になった場合、施設の全部又は一部を閉鎖し、又は施設の利用を制限することができることとした上で、同時に全ての会員との契約を解除することができることとし、この場合、会員は名目の如何を問わず、損害賠償責任等の異議を申し立てることができないと規定する条項

入会金、会費、利用料等を社会・経済情勢の変動を勘案して改定することができる」と規定する条項

規程等を改正する際に、重要な案件については、会員に通知するものとし、軽微な案件については各施設に提示するものと規定する条項

（2） 結果

消費者機構日本とオアシスは、平成 26 年 5 月 16 日に別添のとおり合意した。

2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人消費者機構日本
理事長 芳賀 唯史

3. 事業者等の氏名又は名称

株式会社東急スポーツオアシス
代表取締役 平塚 秀昭

4. 当該判決又は裁判外の和解に関する改善措置情報()の概要

なし

() 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう(消費者契約法施行規則第14条、第28条参照)。

以上

【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者制度課 担当：高桑、稲垣

電話：03 - 3507 - 9264

URL：<http://www.caa.go.jp/>

別添

合意書

株式会社東急スポーツオアシス（以下、「甲」という。）と特定非営利活動法人適格消費者団体 消費者機構日本（以下、「乙」という。）は、本日、甲が消費者との契約において使用する施設利用規程についての乙の「申入れ及び問い合わせ」及び同「申入れ及び問い合わせ」に対する甲の回答が、「別表」のとおりであることを踏まえ、下記事項につき合意した。

記

第1条 甲は、消費者との施設利用契約の締結に際し、消費者に対し、「会員は本施設内において、自己及び自己の所有物を自らの責任において管理するものとし、会社は本施設内で発生した盗難・傷害その他の事故について会社に重大な過失がある場合を除き、一切の賠償責任を負わないものとします。」との意思表示を行わない。

第2条 甲は、施設利用規程その他諸規定を改定する場合には、消費者に対し、改定事項の重要度に応じて、十分な周知期間を設けたり、事前に書面を交付したりするなどして、消費者が契約を継続するか否かを判断する機会を与えることとする等、消費者にとって不意打ちとならないような措置を講ずるものとする。

2 甲は、甲の施設の全部若しくは一部を閉鎖し、又は、甲の施設の全部若しくは一部の利用制限をする場合には、その原因が甲の責に帰するものであると否を問わず、閉鎖若しくは利用制限期間に応じて既払い会費を返還し、又は、会費を減免する等、消費者の利益に配慮した措置を講ずるものとする。

第3条 甲は、乙が2013年7月31日付「申入れ及び問い合わせ」で申入れの対象とした「施設利用規程」の内容が記載されたパンフレット、ホームページサイト等を2014年4月30日限り破棄したことを保証する。但し、管理・保存用は除く。

2 甲は、甲が2014年5月1日から第1条に沿って改定した「施設利用規程」の内容が記載されたパンフレット、ホームページサイト等を使用していることを保証する。

3 甲は、甲の従業員等に対し、前二条の履行を確保するため、適切な研修、指導を行うなど、必要な措置を講ずるものとする。

第4条 甲が前三条に違反したことが判明した場合は、甲及び乙は、次の措置を講ずるものとする。

(i) 甲は、消費者に対して、第1条に沿って改定した「施設利用規程」、パンフレットを交付する。

(2) 甲は、消費者に対して、精算などの対応が必要な場合においては、速やかに対処する。

(3) 再発防止のため、甲は、違背した内容及び同違背行為に対して講じた措置を従業員等に周知する。

(4) 乙は、甲の違背行為について、乙のホームページに掲載して公表する。

(5) 甲及び乙は、必要に応じ、再発防止に向けて協議を行い、甲及び乙合意の上、新たな合意書を作成する場合がある。

第5条 乙が、本合意の履行内容を確認するために甲に対してその確認のための協力を求めたときは、甲は、改定した会員規約の提供その他必要な協力を行うものとする。

第6条 甲及び乙は、本合意書に定める外、何らの事項についても合意していないことを双方確認する。

甲及び乙は、本合意書を二通作成し、各書面に記名・押印のうえ、各自がそれぞれ一通を保管する。

2014年 5月 16日

甲 東京都品川区西五反田4-32-1
東京日産西五反田ビル2号館4階
株式会社東急スポーツオアシス
代表取締役社長 平塚 秀昭

乙 東京都千代田区六番町15プラザエフ6階
適格消費者団体・特定非営利活動法人
消費者機構日本
理事長 芳賀 唯

【別表】

	乙の申入れ内容	甲の回答
申入れ事項①	<p>下記条項は、当該事業者に過失がある場合であっても、損害賠償責任を免責する条項であるところ、消費者契約法第8条1項1号および同3号に該当し、無効であり削除を求めます。</p> <p>改定前の施設利用規程第23条 会員は本施設内において、自己及び自己の所有物を自らの責任において管理するものとし、会社は本施設内で発生した盗難・傷害その他の事故について会社に重大な過失がある場合を除き、一切の賠償責任を負わないものとします。</p>	<p>下記の通り、改定します。</p> <p>改定後の施設利用規程第23条 会員は本施設内において、自己及び自己の所有物を自らの責任において管理するものとし、会社は本施設内で発生した盗難・傷害その他の事故について会社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切の賠償責任を負わないものとします。</p>
問い合わせ事項①	<p>下記条項について、施設閉鎖時及び施設の利用制限時においても、その長短を問わず、会費支払い義務があるのでしょうか。 この場合において、既払い会費は返還されるのでしょうか。 閉鎖・利用制限の時点のどのぐらい前からその旨の連絡がなされるのでしょうか。その連絡方法はどのようなものなのでしょうか。 閉鎖・利用制限については、貴社の他のクラブにて、施設の利用が可能となるような措置はとられるのでしょうか。</p> <p>改定前の施設利用規程第27条 会社は次の各号により本施設の営業が不可能または著しく困難になった場合、本施設を全部又は一部を閉鎖し、又は本施設の利用を制限することができます。同時にすべての会員との契約を解除することができます。この場合、会員は、その他名目の如何を問わず、損害賠償責任等の異議申し立てをすることができません。 (1号乃至5号 略)</p>	<p>下記の通り、改定します。 連絡方法については、ホームページの掲示、館内での掲示による告知をする旨の新たな条項を設けます。</p> <p>改定後の施設利用規程第27条 会社は次の各号により本施設の営業が不可能または著しく困難になった場合、本施設を全部又は一部を閉鎖し、又は本施設の利用を制限することができます。同時にすべての会員との契約を解除することができます。 あらかじめ予定されている場合には、本施設の全部を閉鎖する場合には、本施設の全部を閉鎖する旨は3ヶ月前までに、その他の場合には1ヶ月前までに会員に対してその旨を告知します。この場合、会員は、その他名目の如何を問わず、損害賠償責任等の異議申し立てをすることができません。 また、本施設の利用を制限する場合には、可能な範囲で他の施設を利用できる措置を講じます。 (1号乃至6号 略) 尚、会費の返金に関して、本施設の全部を閉鎖する場合には、納入済みの会費について、会費有効期限により日割りにて会費を返金いたします。また、本施設の全部の利用制限が10日を超え、且つ近隣の他の施設を利用できる措置を講じられない場合においても同様に会費を返金します。</p>

問い合わせ事項②	<p>下記各規定について、改定のどのぐらい前にその旨の連絡がなされるのでしょうか。その連絡方法はどのようなものなのでしょうか。</p> <p>改定前の施設利用規程第25条 会社は、入会金・会費・利用料等を、社会・経済情勢の変動を勘案して改定することができます。</p> <p>改定前の施設利用規程第29条 本施設は次の各号に基づき、規定の改定を行います。 1. 会社は必要に応じて本規程及び細則等を改定することができます。会員は本規程の改定が当然にすべての会員にその効力を及ぼすことをあらかじめ承認するものとします。 2. 会社は前項により規程等を改正するとき、重要な案件については会員に通知するものとし、軽微な案件については各施設に提示するものとします。</p>	<p>下記のとおり明記します。</p> <p>規程に諸料金の改定月の1ヶ月前までに告知する旨を明記し、新たな条項を設けて告知方法を明示します。</p> <p>規程に規程改定の1ヶ月前までに告知する旨を明記します。</p>
----------	--	--